

福井市新しい総合事業に関するQ&A(H29. 1. 31)

No.	分類	項目	質問	回答	発出日
	全般・共通	総合事業への切替について	現在要支援の認定を受けている者が、従来の予防給付の訪問介護・通所介護を利用している場合、総合事業の訪問型・通所型サービスは認定更新の時期が来るまで利用できないのか。	本市では、H29.4.1以降であれば、地域包括支援センター等に相談の上、ケアプランを変更し、予防給付から総合事業のサービスに契約を変更した上で利用を開始することは可能である。※総合事業のみを利用する場合には、介護予防支援から介護予防ケアマネジメントへの契約の変更も必要になる。	H29.1.31